

平成 31 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他  
 提出日：平成 31 年 4 月 23 日  
 担当部・課：財務部資産税課〔3112〕

① 件 名
固定資産税及び都市計画税の不均一課税、課税免除期間の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>原子力発電施設等立地地域における振興、過疎地域における自立促進、地域経済牽引事業の促進及び復興産業集積区域内における被災事業所再建等を図るため、指定区域内において新たに進出した企業等が、一定条件を満たす固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得した場合、条例により固定資産税又は都市計画税の不均一課税、課税免除を適用している。</p> <p>今回、原子力発電施設等立地地域における振興、過疎地域における自立促進、地域経済牽引事業の促進について「山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令」（平成 31 年 3 月 30 日公布、同年 4 月 1 日施行）により、それぞれ延長の措置が講じられることになった。</p> <p>復興産業集積区域については、平成 31 年度、平成 32 年度分、全額を震災復興特別交付税で補填されることが閣議決定されたため市税条例についても延長の措置を講じるもの。</p> <p>【目的】</p> <p>関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>(1) 原発法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号）</li> <li>・原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第 10 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 13 年総務省令第 54 号）</li> <li>・原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 17 年条例第 58 号）</li> </ul> <p>(2) 過疎法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）</li> <li>・過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 12 年自治省令第 20 号）</li> <li>・石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年条例第 62 号）</li> </ul> <p>(3) 地域未来投資促進法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）</li> <li>・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）</li> <li>・石巻市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 21 年条例第 25 号）</li> </ul> <p>(4) 復興特区法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）</li> <li>・東日本大震災復興特別区域法第 43 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 23 年総務省令第 168 号）</li> <li>・石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例（平成 24 年条例第 38 号）</li> <li>・復興特別区域基本方針（平成 31 年 3 月 29 日閣議決定）</li> </ul> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>

<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>							
平成31年3月30日 山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令 公布 (平成31年4月1日 施行)							
<b>⑤ 主な内容</b>							
新設又は増設された施設等の適用期限（取得期間等）を、以下のとおり延長するもの。							
区 分	改正前	改正後	備考				
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例	平成31年3月31日	平成33年3月31日	2年延長				
石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例							
石巻市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例							
石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例							
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>							
<p>指定区域内において、企業立地の促進や設備投資、加えて震災による被災事業所の再建等が図られる。</p> <p>なお、不均一課税や課税免除による減収は、原発法・過疎法・企業立地促進法関係は普通地方交付税で、復興特区法関係は震災復興特別交付税で補填される。</p> <p>※平成30年度課税免除実績 111件</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>固定資産税</td> <td>4億8,170万円</td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td>1,300万円</td> </tr> </table>				固定資産税	4億8,170万円	都市計画税	1,300万円
固定資産税	4億8,170万円						
都市計画税	1,300万円						
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>							
指定区域を有する市町村は同様に改正 復興特区法関係は各市町村により対応が異なる。							
<b>⑧ 今後の予定及び施行年月日</b>							
平成31年3月 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正について専決処分 ほか (3月31日付け)							
6月 市議会第2回定例会に報告、承認を求める							
<b>⑨ その他</b>							